

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	松阪市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.matsusaka.mie.jp/www/genre/000000000000/1416190543201/index.html

執行機関名 松阪市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		松阪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年松阪市条例第43号)別表第1 第22の項 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務に準じて実施する私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	松阪市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成17年松阪市教育委員会告示第26号) 第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が、幼稚園の就園を奨励するため、入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)の減免を行う場合に松阪市が行う松阪市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この要綱において「園児」とは、松阪市に住所を有し、かつ、実施年度の4月1日における満年齢が3歳、4歳又は5歳で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)に在園している者をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		松阪市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱